



表

確認欄	課長	担当リーダー	課員	担当者

令和 年 月 日 宮崎県 県税・総務事務所長 殿	免税軽油使用者の住所又は事務所若しくは事業所所在地	
	免税軽油使用者の氏名又は名称	
	業種	
	免税軽油使用者証の番号	宮崎県 第 号
	この報告書に回答する係及び氏名並びに電話番号	(電話)

免税軽油の引取り等に係る報告書

報告対象期間	令和 年 月 日 から 令和 年 月 日まで
--------	------------------------

免税軽油の引取りに関する事実及びその数量 (引取りの事実 有・無)	免税軽油の引渡しを行った販売業者の事務所又は事業所所在地及び氏名又は名称	免税軽油の引取りに際して販売業者に提出した免税証に関する事項
--------------------------------------	--------------------------------------	--------------------------------

引取年月日	引取数量(ア)		種類	枚数	免税証の記号及び番号
[]	リットル	[]	リットル券		～
[]		[]			～
[]		[]			～
[]		[]			～
[]		[]			～
[]		[]			～
[]		[]			～
[]		[]			～
[]		[]			～

報告対象期間の初日の前日における免税軽油の保有数量	(イ)	リットル
報告対象期間に引取りを行った免税軽油の数量の合計	(ウ)	リットル
報告対象期間に使用した免税軽油の数量の合計	(エ)	リットル
報告対象期間における滅失等による免税軽油の欠減量	(オ)	リットル
報告対象期間の末日における免税軽油の保有数量 (イ) + (ウ) - (エ) - (オ)	(カ)	リットル

第十六号の三十様式(用紙日本工業規格A4)(第八条の三十九関係)

裏

免 そ 税 の 軽 油 量 の 一 使 用 に の 関 事 す 実 事 有 実 ・ 及 無 び	機 械 、 車 両 又 は 設 備 名 （ 番 号 ）	左 記 の 機 械 、 車 両 又 は 設 備 の 使 用 地	免 税 軽 油 の 使 用 数 量 （ キ ）	稼 働 日 数	稼 働 時 間	
	No.			リ ッ ト ル	日	時 間
	No.					
	No.					
	No.					
	No.					
合 計						
報 告 対 象 期 間 の 末 日 に お け る 免 税 証 の 保 有 状 況	種 類	枚 数	種 類	枚 数		
	リ ッ ト ル 券	枚	リ ッ ト ル 券	枚		

第16号の30様式記載要項

- この報告書は、免税軽油使用者証の交付を受けた者が地方税法（以下「法」という。）第144条の27第1項の規定により報告書を提出する場合に使用し、毎月末日までに（法第144条の27第2項の規定により異なる提出期限が定められている場合には、当該期限までに）、当該免税軽油使用者証を交付した県税・総務事務所に1通提出すること。
- 法第144条の21第2項後段の規定により二人以上の者が代表者を定めて免税軽油使用者証の交付を受けた場合には、それぞれの免税軽油使用者ごとに報告書を作成すること。
- 「免税軽油の引取りに関する事実及びその数量」欄中の「引取年月日」欄には免税軽油の現実の納入を受けた年月日を記載すること。なお、免税証の提出日が免税軽油の納入を受けた日と異なる場合は当該提出日を括弧内に記載すること。
- 「免税軽油の引渡しを行った販売業者の事務所又は事業所所在地及び氏名又は名称」欄には、免税軽油使用者が実際に免税軽油の引取りを行った販売業者の事務所又は事業所所在地及び氏名又は名称を記載すること。なお、免税証に記載された販売業者と異なる販売業者から免税軽油の引取りを行った場合には当該免税証に記載された販売業者の事務所又は事業所所在地及び氏名又は名称を括弧内に記載すること。
- 「報告対象期間内の初日の前日における免税軽油の保有数量（イ）」欄の数量は、前回提出した免税軽油の引取り等に係る報告書の「報告対象期間の末日における免税軽油の保有数量（カ）」欄の数量と一致するものであること。
- 「報告対象期間に引取りを行った免税軽油の数量の合計（ウ）」欄には、「免税軽油の引取りに関する事実及びその数量」欄中「引取数量（ア）」欄の合計数量を記載すること。
- 「報告対象期間に使用した免税軽油の数量の合計（エ）」欄の数量は、「免税軽油の使用に関する事実及びその数量」欄中「免税軽油の使用数量（キ）」の「合計」欄の数量と一致するものであること。
- 「免税軽油の使用に関する事実及びその数量」欄中「機械、車両又は設備名（番号）」欄には、免税軽油使用者証に記載された機械、車両又は設備名の番号のみを記載すること。
- 「免税軽油の使用に関する事実及びその数量」欄中「免税軽油の使用数量（キ）」欄には、機械、車両又は設備に装着された計量器等によって把握される実際の軽油の使用数量（消費数量）を記載すること。ただし、使用数量の把握が困難な場合にあつては、当該機械、車両又は設備への給油数量をもってその使用数量として差し支えないものであること。
- 「報告対象期間の末日における免税証の保有状況」欄には報告対象期間の末日において有する免税証の種類及び枚数を記載すること。
- この報告書には、免税軽油の引取り日、引取数量及び当該免税軽油の引渡しを行った販売業者の氏名又は名称を証するに足りる書類並びに県税・総務事務所に特に必要と認める書類を必ず添付すること。

備 考

「免税軽油の引取りに関する事実及びその数量」、「免税軽油の引渡しを行った販売業者の事務所又は事業所所在地及び氏名又は名称」、「免税軽油の引取りに際して販売業者に提出した免税証に関する事項」及び「免税軽油の使用に関する事実及びその数量」の欄は必要に応じ別業として増やすことができる。

免税軽油使用者の方は、免税軽油の引取り数量等について、報告する必要があります。
 (地方税法144条の27の第1項、地方税法施行規則第8条の39)
 また、報告期限は、年間免税証交付数量により定めております。
 1万リットル未満・・・免税証の有効期間の末日の属する月の翌月末までに報告
 1万リットル以上・・・毎月末までに、その前月末までを報告。
 なお、免税軽油の取引実績が無い月も、免税証や免税軽油を保有していれば報告書提出が必要です。

記入例

第十六号の三十様式(第八条の三十九関係)

受付印	免税軽油使用者の住所又は事務所若しくは事業所所在地	宮崎市橋通東8丁目9-10
○年 4 月 30 日	免税軽油使用者の氏名又は名称	農事組合法人 県庁畜産 代表 宮崎太郎
宮崎県	業種	農業等
宮崎 県税・総務事務所長 殿	免税軽油使用者証の番号	宮崎県 第 123456 号
	この報告に应答する係及び氏名並びに電話番号	県税 花子 (電話) 0985-26-0000

免税軽油の引取り等に係る報告書

報告対象期間 **△**年 **4**月 **1**日から **○**年 **3**月 **31**日まで

免税軽油の引取りに関する事実及びその数量 (引取りの事実 有 無)

免税軽油の引渡しを行った販売業者の事務所又は事業所所在地及び氏名又は名称

免税軽油の引取りに際して販売業者に提出した免税証に関する事項

引取年月日	引取数量(ア)	種類	枚数	免税証の記号及び番号
△ 年 4 月 6 日	400 リットル	宮崎市橋通東6丁目7 (株)ひむか石油 橋通給油所	2	H1302100 ~ H1302101
△ 年 7 月 10 日	400	"	2	H1302102 ~ H1302103
△ 年 9 月 7 日	400	"	2	H1302104 ~ H1302105
○ 年 1 月 15 日	300	(宮崎市橋通東10丁目1番1号) (株)県税石油 県庁SS	1	H1302106 ~
			1	G1202100 ~

免税証の提出日が免税軽油の納入を受けた日と異なる場合は、当該提出日を〔 〕内に記入してください。

免税軽油を購入する都度、軽油と引換えに販売業者に渡した免税証について、券種別にその「枚数」と「免税証の記号番号」を控えていただき、報告書に記入してください。

免税軽油の引取りは、免税証に記載された販売業者から、免税証と引換えに行ってください。
 免税証を渡す際は、免税証裏面に、免税軽油の引取りを行った日と、免税軽油使用者の氏名を記入してください。

なお、免税証に記載された販売業者の事業所所在地以外で免税軽油を購入する必要が生じた場合や、やむを得ない理由(免税証に記載された販売業者がたまたま軽油を所有していなかった等)がある場合に限り、免税証に記載された販売業者以外から免税軽油を引き取ることが可能。
 (この場合、免税証裏面のすべての項目を記入。報告書の〔 〕内に販売業者名等を記入。) ※免税軽油を取り扱っていない販売業者があるので、事前に業者に確認した上で引取りを行ってください。

(免税証裏面の記入例)

販売業者の氏名又は名称 **(株)県税石油 県庁SS**
 上記販売業者から免税軽油の引取りを行いました。
 令和 **○**年 **1**月 **15**日 **必ず記入**
 住所 **宮崎市橋通東8丁目9-10**
 業種名及び氏名 **農業等**
農事組合法人 県庁畜産

報告対象期間の初日の前日における免税軽油の保有数量	(イ)	50 リットル
→ 当該期間の初日前日に免税軽油を保有(ポリタンク、ドラム缶や貯蔵施設等の在庫)していた場合、その数量を記入		
報告対象期間に引取りを行った免税軽油の数量の合計	(ウ)	1,500 リットル
→ 当該期間における上記の引取数量(ア)の合計を記入		
報告対象期間に使用した免税軽油の数量の合計 ※裏面の免税機械ごとの使用実績合計と一致	(エ)	1,500 リットル
→ 当該期間における免税機械で使用(給油も含む)した免税軽油の量を記入		
報告対象期間における減失等による免税軽油の欠減量	(オ)	0 リットル
→ 当該期間における免税軽油の盗難や災害等で失った等があった場合、その免税軽油の量を記入		
報告対象期間の末日における免税軽油の保有数量	(カ)	50 リットル
→ 当該期間期末の免税軽油の保有数量(ポリタンク、ドラム缶や貯蔵施設等の在庫)を記入		

免そ税の軽油量の（使用にの関する事実・及び無び）	機械、車両又は設備名（番号）	左記の機械、車両又は設備の使用地	免税軽油の使用数量(キ)	稼働日数	稼働時間
	No. 1 トラクター	宮崎市橋通東8丁目9-10	800 <small>リットル</small>	70 日	160 時間
	No. 2 トラクター	”	650	80	160
	No. 3 ホイロローダー	”	50	20	35
	No.	登録された免税機械ごとの報告対象期間における使用実績を記入			
	No.				
合 計			1,500	おもて面(工)の数量と一致しているか	
報告対象	種 類	枚 数	種 類	枚 数	
期間の末日における免税証の保有状況	200 <small>リットル券</small>	1 枚	<small>リットル券</small>	枚	
	10	3			
①報告対象期間の末日において、免税証を保有している場合は、券の種類ごとにその枚数を記入。 ②受払簿の期末時点における免税証の残数量と保有している免税証が一致していること。 ③有効期間切れや不要になった免税証等は、返納書とともに速やかに提出すること。					

第16号の30の2様式記載要項

- この報告書は、免税軽油使用者証の交付を受けた者が地方税法（以下「法」という。）第144条の27第1項の規定により報告書を提出する場合に使用し、毎月末日までに（法第144条の27第2項の規定により異なる提出期限が定められている場合には、当該期限までに）、当該免税軽油使用者証を交付した県税・総務事務所に1通提出すること。
- 法第144条の21第2項後段の規定により二人以上の者が代表者を定めて免税軽油使用者証の交付を受けた場合には、それぞれの免税軽油使用者ごとに報告書を作成すること。
- 「免税軽油の引取りに関する事実及びその数量」欄中の「引取年月日」欄には免税軽油の現実の納入を受けた年月日を記載すること。なお、免税証の提出日が免税軽油の納入を受けた日と異なる場合は当該提出日を括弧内に記載すること。
- 「免税軽油の引渡しを行った販売業者の事務所又は事業所所在地及び氏名又は名称」欄には、免税軽油使用者が実際に免税軽油の引取りを行った販売業者の事務所又は事業所所在地及び氏名又は名称を記載すること。なお、免税証に記載された販売業者と異なる販売業者から免税軽油の引取りを行った場合には当該免税証に記載された販売業者の事務所又は事業所所在地及び氏名又は名称を括弧内に記載すること。
- 「報告対象期間内の初日の前日における免税軽油の保有数量（イ）」欄の数量は、前回提出した免税軽油の引取り等に係る報告書の「報告対象期間の末日における免税軽油の保有数量（カ）」欄の数量と一致するものであること。
- 「報告対象期間に引取りを行った免税軽油の数量の合計（ウ）」欄には、「免税軽油の引取りに関する事実及びその数量」欄中「引取数量（ア）」欄の合計数量を記載すること。
- 「報告対象期間に使用した免税軽油の数量の合計（エ）」欄の数量は、「免税軽油の使用に関する事実及びその数量」欄中「免税軽油の使用数量（キ）」の「合計」欄の数量と一致するものであること。
- 「免税軽油の使用に関する事実及びその数量」欄中「機械、車両又は設備名（番号）」欄には、免税軽油使用者証に記載された機械、車両又は設備名の番号のみを記載すること。
- 「免税軽油の使用に関する事実及びその数量」欄中「免税軽油の使用数量（キ）」欄には、機械、車両又は設備に装着された計量器等によって把握される実際の軽油の使用数量（消費数量）を記載すること。ただし、使用数量の把握が困難な場合にあつては、当該機械、車両又は設備への給油数量をもってその使用数量として差し支えないものであること。
- 「報告対象期間の末日における免税証の保有状況」欄には報告対象期間の末日において有する免税証の種類及び枚数を記載すること。
- この報告書には、免税軽油の引取日、引取数量及び当該免税軽油の引渡しを行った販売業者の氏名又は名称を証するに足りる書類並びに県税・総務事務局長が特に必要と認める書類を必ず添付すること。

備 考

「免税軽油の引取りに関する事実及びその数量」、「免税軽油の引渡しを行った販売業者の事務所又は事業所所在地及び氏名又は名称」、「免税軽油の引取りに際して販売業者に提出した免税証に関する事項」及び「免税軽油の使用に関する事実及びその数量」の欄は必要に応じ別業として増やすことができる。